

○大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付要綱

(平成 29 年 4 月 1 日告示第 24 号)

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 23 号 平成 31 年 3 月 29 日告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て世代及び高齢者の安心な暮らしを応援し、本町への移住及び定住を促進するため、親、子及び孫が三世代で同居又は近居するために住宅を増改築・リフォームする者に対し、予算の範囲内において、大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代家族 町内に親、子及び孫の関係にある者が居住している家族をいう。
- (2) 子 親の一親等の卑属及びその配偶者をいう。
- (3) 孫 子の一親等の卑属で、助成金の交付申請日において、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの（出生後に三世代同居等をする予定の胎児を含む。）をいう。
- (4) 親世帯 親が属する世帯をいう。
- (5) 子世帯 子が属する世帯をいう。
- (6) 三世代同居等 三世代家族が同居又は近居することをいう。
- (7) 同居 町内の一の住宅に居住することをいう。
- (8) 近居 同居以外で、親世帯及び子世帯が町内に居住することをいう。
- (9) 増改築・リフォーム 住宅について次に掲げる事項を行うことをいう。
 - ア 既存の一の建物への増築
 - イ 既存の建物の一部の改築
 - ウ その機能を向上させるための修繕、補修、模様替え、器具等の取り換え等
- (10) 住宅 自己の居住の用に供するための住宅（共同住宅を含む。）及び併用住宅をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、新たに三世代同居等を行うため、住宅の増改築・リフォームに要した経費を負担し、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 親世帯又は子世帯の一方が、町内に 1 年以上居住していること。
- (2) 親世帯又は子世帯の一方が、町外に 1 年以上居住し、助成金の交付申請日の属する年度の前年度 4 月 1 日以降本町に転入すること。
- (3) 親世帯又は子世帯のどちらかに孫が居住していること。

(4) 住宅の増改築・リフォーム完了の日が、助成金の交付申請日の属する年度の前年度4月1日以降であること。

(5) 三世代同居等をする世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

(6) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、増改築・リフォームに要する経費（50万円以上の工事費用に限る。）から消費税及び地方消費税を控除した額とする。ただし、住居の用に直接供さない部分の工事は除く。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は上限額25万円とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金世帯概要書（様式第2号）

(2) 三世代同居又は近居をする住宅の位置図

(3) 平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類

(4) 助成対象経費の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類の写し

(5) 施工前及び施工後の状態が確認できる写真

(6) 親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本

(7) 転入者が1年以上継続して町外に居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票の写し

(8) 三世代同居等をする世帯全員の住民票の写し

(9) 孫が出生後に三世代同居等をする予定の胎児である場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類

(10) 三世代同居等をする世帯全員の町税等の滞納がないことを明らかにする完納証明書

(11) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請をすることができる期間は、親世帯又は子世帯の一方が本町に転入した日及び住宅の増改築・リフォームが完了した日の属する年度の3月31日までとする。

- 3 子たる夫婦が町内に転入してきた場合において、当該夫婦のそれぞれの親が既に町内に居住しているときは、第1項の規定による申請は、いずれかの親並びに当該子及び当該孫との関係によるものの1回限りとする。
- 4 子が町内に転入してきた場合において、親たる夫婦が離婚し、当該夫婦であった者の双方が既に町内に居住しているときは、第1項の規定による申請は、当該夫婦であった者のいずれか並びに当該子及び当該孫との関係によるものの1回限りとする。
- 5 親が町内に居住し、2つ以上の子世帯が町内に転入してきたときは、第1項の規定による申請は、いずれかの子世帯の子及び孫並びに当該親との関係によるものの1回限りとする。
- 6 親が町内に転入してきた場合において、2つ以上の子世帯が既に町内にあるときは、第1項の規定による申請は、いずれかの子世帯の子及び孫並びに当該親との関係によるものの1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた助成対象者(以下「助成決定者」という。)が助成金の交付を請求しようとするときは、前条の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 助成金の交付方法は、助成決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(2) その他助成金を交付することが適当でない認められるとき。

2 町長は、第1項の規定に基づき助成金の交付決定の取消しを行う場合は、大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により助成金の返還を命ずる場合は、大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金返還命令書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 23 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日告示第 15 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成世帯概要書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付請求書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金返還命令書
[別紙参照]